

一般財団法人全国タイル検査・技術協会 依頼試験約款

(総則)

第1条 依頼者と一般財団法人全国タイル検査・技術協会(以下「協会」という。)は、依頼試験の実施に際しこの約款に定められた事項を遵守する。

(契約の成立)

第2条 依頼者が協会に対し、協会の「試験依頼書」を提出し、協会が当該依頼書に日付受付印を押印し受付番号を記入の上、その写しを依頼者に発行することで契約がなされたものとする。契約締結日は、協会が受付印を押印した日とする。

(契約の取消し)

第3条 依頼者は、契約締結後に試験の中止を行う場合は、中止旨を文書により協会に届け出るものとし、依頼者からの中止の通知を受けることにより契約を取り消すことができる。ただし、試験準備等に着手するなど依頼者の試験工程が進捗している場合、協会はその進捗に応じ試験料金の請求を行う。

(契約の変更)

第4条 依頼者は、契約締結後に試験の内容の変更を行う場合は、変更の旨を文書により協会に届け出るものとする。この場合、依頼者の試験工程が進捗している場合、協会はその進捗及び、変更後の試験内容に応じ試験料金の請求を行う。

(依頼者への協力)

第5条 協会は、依頼者から試験に関して説明を求められたときは、これに応えなければならない。

2 依頼者は、協会から試験を行うに当たり試料の概要等必要な情報を請求されたとき、これに速やかに応じなければならない。

3 依頼者が協会に提出した依頼書及び試料等に関する情報に虚偽があったことが試験報告書発行後に発覚した場合、協会が発行した報告書は無効とし、協会は当該試験内容及び結果について責任を負わないものとする。

(免責事項)

第6条 天変地異その他協会の責に帰することのできない事由により、契約の履行が困難な自体が生じたときは、依頼者と協議のうえ、契約を変更又は解約することができる。

2 試料等の輸送中に生じた損害については、協会はその責を負わないものとする。

(試験料金等)

第7条 協会は依頼者の要求に基づき、試験料金の見積書の発行を行う。

2 依頼者は、協会が発行する請求書により試験料金を、請求書受領後60日以内に、現金を協会窓口で支払うか、指定する金融機関へ振込送金しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、協会と依頼者の協議の上、別の支払日とすることができる。なお、金融機関への振込手数料は依頼者の負担とする。

(試験報告書等)

第8条 依頼者は協会の事前の了承なしに、試験報告書の一部のみを複製して用いてはならない。

2 協会が発行する試験報告書の副本の発行の期限は、試験報告書の発行日から1年間とする。

3 協会の責による試験報告書の誤記等は速やかに訂正を行い、修正した試験報告書を依頼者に発行する。

4 試験所は、依頼者の責による試験報告書の訂正は行わない。ただし、協会と依頼者の協議し、試験所が認めた場合、訂正を行うことができる。

5 依頼者は、協会が発行したJNLA標章を付す試験報告書のJNLA標章を、依頼者の製品、広告物等に使用してはならない。

(異議・苦情)

第9条 依頼者から申し立てられた試験内容及び結果に関する異議又は苦情等については、その内容を調査、審議に、依頼者に回答するものとする。

(秘密保持)

第10条 協会は試験業務を遂行する上で知り得た依頼者の情報を、漏らしてはならない。

ただし、次の場合には第三者に開示することができるものとする。

(1)協会がISO/IEC17025の審査を受ける際、審査機関から試験依頼書等を審査資料として開示する場合

(2)法令又は官公署からの命令及び要請があった場合

(3)協会が、依頼者の同意を得た場合

(協議)

第11条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以上

制定 2020年3月30日